

## 柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請の補正書の提出について

2025年1月30日 東京電力ホールディングス株式会社

本日、柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可申請の補正書を、原子力規制委員会に提出しました。

同発電所では、2024年8月に6号機に関して7号機と同様に新規制基準の適合に対応する記載や、これまでの6・7号機の運用実績を反映した保安規定変更認可申請を提出しております。

(2024年8月29日お知らせ済み)

今回の補正は、同委員会の審査会合による指摘事項等を踏まえて条文の一部\*を変更したものです。

当社は、引き続き同委員会による審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

## ※ 主な変更点

- ① 運転上の制限 (LCO) を逸脱した際に要求される措置の完了時間について、自主対策設備を活用して、3日から10日へ延長する見直しを検討していたが、現行の保安規定を維持することとしたもの
- ② 号炉間で電力を融通するための設備について、これまでは「号炉間電源融通ケーブル」のみを運転上の制限(LCO)設定範囲としていたが、電源融通に必要な電源、電路及び燃料設備についても運転上の制限(LCO)設定範囲に追加したもの。

以上